十一　貧困に対する支援
十二　保健医療と福祉
十三　刑事司法と福祉
十四　ソーシャルワークの基盤と専門職
十五　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
（削る）
（削る）
（削る）
十六　ソーシャルワークの理論と方法
十七　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
十八　社会福祉調査の基礎
十九　福祉サービスの組織と経営
二十　ソーシャルワーク演習
二十一　ソーシャルワーク演習（専門）
二十二　ソーシャルワーク実習指導
二十三　ソーシャルワーク実習
（法第七条第二号の社会福祉に関する基礎科目）

第二条　法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

一　医学概論
（削る）
（削る）
（削る）
二　心理学と心理的支援
三　社会学と社会システム
四　社会保障
五　権利擁護を支える法制度
六　高齢者福祉
七　障害者福祉
八　児童・家庭福祉
九　貧困に対する支援
十　保健医療と福祉
十一　刑事司法と福祉
十二　ソーシャルワークの基盤と専門職
（削る）
（削る）
（削る）
十三　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
十四　社会福祉調査の基礎

十一　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十二　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十三　低所得者に対する支援と生活保護制度
十四　保健医療サービス
十五　次に掲げる科目のうち一科目
イ　就労支援サービス
ロ　権利擁護と成年後見制度
ハ　更生保護制度
十六　相談援助演習
十七　相談援助実習指導
十八　相談援助実習
（新設）
（新設）
（新設）
（法第七条第二号の社会福祉に関する基礎科目）

第二条　法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

一　次に掲げる科目のうち一科目
イ　人体の構造と機能及び疾病
ロ　心理学理論と心理的支援
ハ　社会理論と社会システム
二　社会調査の基礎
三　相談援助の基盤と専門職
四　福祉行財政と福祉計画
五　福祉サービスの組織と経営
六　社会保障
七　高齢者に対する支援と介護保険制度
八　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
九　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十　低所得者に対する支援と生活保護制度
十一　保健医療サービス
十二　次に掲げる科目のうち一科目
イ　就労支援サービス
ロ　権利擁護と成年後見制度
ハ　更生保護制度
（新設）
（新設）